

# I 令和6年度経済部施策の展開方針

## 第1章 我が国及び本道の経済情勢

### 1 我が国の経済情勢

令和2年当初に国内初の新型コロナウイルスの感染者が報告されて以降、当該感染症の動向に大きな影響を受け続けてきた日本経済ですが、令和5年5月8日に、感染法上の位置づけが「2類相当」から季節性インフルエンザ等と同じ「5類」に引き下げられ、3年余にわたって続いた多方面の制約が解除されました。

令和5年の国内経済については、社会経済活動の正常化に向けた動きが加速する一方で、物価高騰や人手不足といった懸念材料が加わる中、総じて緩やかな回復が続きました。

令和5年は、長期化する物価高騰や人手不足の影響が深刻化する一方で、賃金を巡る状況や企業の価格設定行動等に前向きな変化が見られた年でもありました。

物価高騰下で消費を底上げし、景気回復を確かなものとしていくためには、物価上昇率を超える賃上げの実現が欠かせないとして、政労使ともに賃上げに積極的な姿勢を示す中、令和5年の春季労使交渉では平均賃上げ率が3.58パーセントと約30年ぶりの高水準を記録し、最低賃金については全都道府県で過去最大の上げ幅となりました。また、企業の価格設定行動については、日銀短観の販売価格D Iが高い水準で推移を続けており、多くの企業が大幅なコスト上昇に直面する中、これまでのように企業自身で吸収することができず、販売価格に転嫁する動きが強まっていることがうかがえます。景気の確実な回復に向けて、持続的な賃上げと適正な価格転嫁の実現が今後の焦点となります。

なお、内閣府の『月例経済報告』における景気の基調判断の推移を振り返ると、特筆すべきは、5月に基調判断が引き上げられたことです。新型コロナウイルス感染症の5類移行を受け、感染症による景気へのマイナス効果が剥落し、個人消費を中心に持ち直しの動きが続いていることから、「景気は緩やかに回復している」に引き上げられました。基調拡大前の令和2年2月以来3年3か月ぶりです。

### 2 本道の経済情勢

令和5年の道内は、新型コロナウイルス感染症の「5類」移行等に伴い、各地で4年ぶりとなるイベントの通常開催が相次ぐなど、コロナ禍前の日常を取り戻す動きが進みました。

本道経済については、社会経済活動の正常化に向けた動きが加速する中、旺盛な外出意欲やインバウンド需要の増加等に支えられ、回復基調を維持しつつも、長引く物価高騰や深刻化する人手不足等による下押し圧力が続いています。

一方で、国産次世代半導体の量産化を目指すラピダス社の進出、国内最大規模となるデータセンターの整備、洋上風力発電の導入拡大など、道内では大規模な投資の動きが活発化しており、本道経済の活性化が期待されます。

主な経済指標をみると、需要面では、百貨店販売額は、前年比8.7パーセント増<sup>※速報値</sup>、令和元年の90.1パーセント<sup>※速報値</sup>とコロナ禍前の水準近くまで復調しました。観光については、来道者数は前年比31.6パーセント増、令和元年の94.7パーセントとコロナ禍前の水準まで持ち直し、来道外国人数は、令和2年3月以降、国際便の全便運休が続いた新千歳空港において、各国・地域を結ぶ航空便が相次いで就航する中、年後半にかけて回復傾向が続きました。また、前年まで低調が続いた新車登録台数は、前年比15.5パーセント増と前年実績を上回りました。一方、道内新設住宅着工戸数については、2万8,736戸と令和4年に続いて3万戸を下回りました。

生産面では、鉱工業生産は、鉱工業生産指数（2020年＝100）の原指数の前年比は▲3.9

パーセント<sup>※速報値</sup>と、令和4年に続いて前年を割っており、持ち直しの動きには足踏みがみられました。

続いて、道内における人手不足の状況ですが、日銀短観（北海道）の雇用人員判断D I（全規模・全産業）は、令和5年12月にマイナス49と、前年12月調査から4ポイント悪化し、経済活動の改善に伴い人手不足感が一段と強まっております。

様々な業種・業態で人材の確保・定着に苦戦する中、道内企業においても賃上げに積極的な意向を示し、令和5年春闘では、平均賃上げ率が3.31%（連合北海道8月31日集計結果）と、全国平均同様に約30年ぶりの高水準を記録しましたが、一方で、道内の実質賃金については、賃金の伸びが物価の上昇に追いついていない状況が長引いています。

経済好循環の実現に向けて、賃上げの動きを継続させていくためには、労務費等の上昇分も含めた適正な価格転嫁が重要ですが、道の調査では、道内企業について、徐々に価格転嫁が進んでいるものの、依然として「価格転嫁が進んでいない」企業が半数程度存在し、さらに「必要にもかかわらず、全く価格転嫁ができていない」企業が2割を超えており、厳しい状況が続いています。<sup>※企業経営者意識調査R5年10-12月期調査（中間とりまとめ結果）</sup>

### 3 本道経済の特徴と課題

本道は、豊富な農林水産資源や観光資源を活かした第1次産業や第3次産業で強みを有しており、また、近年では、ものづくり分野での裾野が広い自動車産業の集積が進んでいるものの、依然として①公共投資をはじめとする公的需要への依存度が高いこと、②全国に比べて産業全体に占める製造業の比率が低く、とりわけ我が国経済の発展を支えてきた加工組立型産業の割合が低いこと、また、③移出入は移入超過の状態が続いていること、などの経済産業の構造的な課題があります。

#### (1) 公的需要への依存度が高い経済構造

令和3年度における公的需要構成比（道内需要に占める公的需要の割合）は、前年度から0.2ポイント上昇して30.4%となっています。全国（26.5%）と比較すると3.9ポイント高くなっており、本道経済は公的需要への依存度が高い構造となっています。

##### ○公的需要構成比の推移

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
北海道	27.6%	27.9%	28.7%	30.2%	30.4%
全国	24.6%	24.7%	25.2%	26.8%	26.5%

（出典）北海道「令和3年度（2021年度）道民経済計算」  
内閣府「2022年度（令和4年度）国民経済計算年次推計」

#### (2) 製造業の比率が低い産業構造

本道の産業構造は、全国と比べ、第2次産業とりわけ製造業のウエイトが低い構造となっています。令和3年度（暦年）の道（国）内総生産に占める比率で見ると、製造業の占める比率は9.6%となっており、全国の20.9%と比べると半分以下の水準となっています。

##### ○道（国）内総生産の産業別構成比（令和3年度（国は暦年））

	第1次産業	第2次産業		第3次産業
			うち製造業	
北海道	3.9%	17.8%	9.6%	77.0%
全国	1.0%	26.5%	20.9%	71.9%

（出典）北海道「令和3年度（2021年度）道民経済計算」  
内閣府「2022年度（令和4年度）国民経済計算年次推計」

### (3) 移入超過が続く移出入

令和3年度の移出入は、移入超過額が7,706億円で、前年度と比べて1,381億円、15.2%の減少となっています。

○財貨・サービスの移出入（純）の推移 (単位：億円)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
財貨・サービスの移出入（純）	-5,279	-5,620	-7,189	-9,087	-7,706
増加率	15.7%	-6.5%	-27.9%	-26.4%	15.2%

(出典) 北海道「令和3年度(2021年度)道民経済計算」

## 第2章 令和6年度の経済部における施策の展開方針

物価高の長期化や国際情勢の変化、深刻な人手不足などが事業者の経営環境に影響を及ぼしている中、コロナ禍を通じて起きた変化を追い風に、こうした直面する各種課題への対応の継続はもとより、エネルギーや経済安全保障への貢献といった視点も踏まえつつ、「デジタル」、「エネルギー」、「食」、「観光」といった北海道のポテンシャルを最大限活かし、本道経済の活性化につなげていくため、令和5年7月に策定した「北海道経済活性化基本方針」に掲げる五つの柱に基づき、各般の施策を展開します。

### 1 本道のポテンシャルを最大限発揮するDXやGXの推進

ラピダス社の立地を契機として、半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点を実現し、すべての産業へのDX展開を進める「北海道デジタルパーク」を展開する中で、その効果を道央圏のみならず全道に波及させるため、地域での産学官ネットワークの構築・強化、国内外を対象とした企業誘致や道内企業の参入促進・取引拡大支援などに取り組みます。

また、「ゼロカーボン北海道」の取組を強化し、「金融・資産運用特区」制度の活用を視野に、GX関連産業の投資を国内外から地域に呼び込み、水素の利活用や洋上風力発電の導入などに取り組みます。

### 2 北海道ブランドの更なる磨き上げと戦略的なプロモーション

中国による輸入停止措置の影響を踏まえ、新たな食の輸出拡大戦略においては、リスク対応に重点を置き、特定の国や地域に偏らない市場の開拓を進めるとともに、過去最高の売上げを記録した「どさんこプラザ」の更なる機能強化に向けた検討を進め、北海道ブランドの発信に取り組みます。

また、本道観光の高付加価値化に向けて、本道におけるアドベンチャートラベルの一層の普及拡大や、ワインツーリズムなど多様なニーズを満たす観光地づくりに取り組むほか、人手不足が深刻化する宿泊業における人材確保に取り組みます。

### 3 足腰の強い地域経済の構築と未来志向の産業振興

新たに起業する方への支援や中小・小規模企業の生産性向上の促進などに取り組むとともに、ニーズに対応した金融支援や専門家派遣、省エネルギー化に資する設備等の入替による負担軽減やデジタル技術を活用した生産性向上の取組の促進による経営体質の強化などに取り組みます。

また、本道の強みを活かした産業の創出・振興を図るため、スタートアップへの支援や、ものづくり産業の振興に取り組むとともに、関係団体・企業等との連携の強化や人材確保支援を行い、宇宙関連産業の成長産業化を図ります。

#### 4 未来を支える人づくりの推進

幅広い産業の魅力を発信し、就労環境の整備を支援しながら、道内の人材育成を進め、女性や高齢者、障がいのある方などの労働参加を促進するとともに、地域との人材マッチングや、道外からの就業者への支援金の交付など、U I J ターンの取組を強化します。

#### 5 社会経済情勢の変化への機動的対応

本道経済に大きな影響が生じた場合、柔軟かつ機動的に対応します。

#### 【参考】令和6年度予算の概要

(単位：千円)

区 分		令和6年度予算 (当初) [A]	令和5年度予算 (2定現計) [B]	差引増減額 [A-B]	前年比 [A/B]
道 予算	一般会計	3,021,544,368	3,151,678,186	△ 130,133,818	95.9%
	特別会計	1,047,287,398	1,029,201,061	18,086,337	101.8%
	計	4,068,831,766	4,180,879,247	△ 112,047,481	97.3%
経済部 予算	一般会計	344,834,246	369,365,016	△ 24,530,770	93.4%
	特別会計	1,716,304	1,517,044	199,260	113.1%
	計	346,550,550	370,882,060	△ 24,331,510	93.4%

## 国の経済対策と道の経済・雇用対策

区分	国の対策	道の対策	道議会	
令和元年度	7月	7/29 国の施策及び予算に関する提案・要望		
	11月	11/19 国の施策及び予算に関する提案・要望		
	12月	12/5 安心と成長の未来を拓く総合経済対策		
	R2 1月	1/30 補正予算成立 国費 4.3兆円 (経済対策分)		
	2月		五定 (2/27～3/25)	
	3月			
令和2年度	4月	4/7 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 ～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ 4/30 補正予算成立 国費 33.9兆円 (経済対策分)	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望 (20/2/29～21/7/13の間 随時)	
	6月	6/12 二次補正予算成立 国費 32.9兆円 (経済対策分)		
	7月	7/8 国の施策及び予算に関する提案・要望		
	11月	11/11 国の施策及び予算に関する提案・要望		
	12月	12/8 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策 12/14 第三次補正予算等に関する緊急要請		
	R3 1月	1/28 三次補正予算成立 国費 19.2兆円 (経済対策分)		
	2月			
	3月			五定 (2/25～3/24)
令和3年度	5月	5/20 国の施策及び予算に関する提案・要望		
	7月			
	11月	11/11 補正予算に関する要請 11/18 国の施策及び予算に関する提案・要望		
	12月	12/20 三次補正予算成立 国費 31.6兆円 (経済対策分)		
	R4 2月		五定 (2/25～3/24)	
令和4年度	4月	4/26 コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」		
	5月	5/31 一次補正予算成立 国費 1.2兆円 (経済対策分)	5/17 国の施策及び予算に関する提案・要望	
	6月			二定 (6/14～7/1)
	7月		7/1 コロナ禍における価格高騰等緊急経済対策【858億円】 7/26 北海道経済の活性化に関する提案・要望	
	9月	9/9 足元の物価高騰に対する追加策 9/20 コロナ及び物価高予備費措置 国費 2.6兆円 (経済対策分)		三定 (9/13～10/7)
	10月	10/7 コロナ禍における価格高騰等緊急経済対策【145億円】 (対策改定) 10/28 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策 10/21 補正予算に関する提案・要望		
	11月		11/16 国の施策及び予算に関する提案・要望 11/24 北海道経済の活性化に関する提案・要望	
	12月	12/2 二次補正予算成立 国費 29.1兆円 (経済対策分)	12/15 コロナ禍における価格高騰等緊急経済対策【239億円】 (対策改定)	四定 (11/28～12/15)
	R5 2月			
	3月	3/22 物価高克服に向けた追加策 3/28 コロナ及び物価高予備費措置 国費 1.5兆円 (経済対策分)	3/8 コロナ禍における価格高騰等緊急経済対策【134億円】 (対策改定) 3/23 物価高騰への追加対策に関する提案・要望	一定 (2/17～3/8)
令和5年度	5月		5/17 価格高騰等経済対策【539億円】	臨時会 (5/11～5/17)
	6月		6/14 国の施策及び予算に関する提案・要望	
	10月		10/16 補正予算に関する要請	
	11月	11/2 デフレ完全脱却のための総合経済対策 11/29 補正予算成立 国費 1.6兆円 (経済対策分)		
	12月		12/14 価格高騰等経済対策(対策改定)【145億円】	四定 (11/28～12/14)

### 第3章 本道における産業・雇用の現状・課題と施策の展開方向

#### 1 食関連産業

##### [現状と課題]

北海道の食は、観光とともに、本道が優位性を有する分野であり、良質で豊富な農水産物や北海道のブランド力を背景に、本道の食品工業の製造品出荷額は2兆5,800億円で全国1位となっています。

また、道内各地域に広く立地し、その出荷額が本道製造業全体の42.1%を占めるなど、本道の食品工業は地域の経済と雇用を支える重要な産業として発展してきた一方で、その付加価値額は7,303億円で全国4位となっており、市場ニーズに対応した高付加価値商品の開発と販路開拓を一層進めていくことが重要です。

[食品工業の出荷額順位](R3)

順位	都道府県	出荷額
1	北海道	25,800億円
2	静岡県	23,345億円
3	愛知県	22,615億円
46	島根県	918億円
47	福井県	744億円

[食品工業の付加価値額](R3)

順位	都道府県	付加価値額
1	静岡県	8,239億円
2	埼玉県	7,940億円
4	北海道	7,303億円
46	高知県	364億円
47	福井県	348億円

(出典) 経産省・総務省「経済構造実態調査(製造業事業所調査)」

国内の食市場は、人口減少や高齢化の進行などにより縮小傾向にある中、経済のグローバル化に伴って他地域や輸入品との競争が激化しているほか、食品の安全性や健康志向の高まり、エネルギーや原材料価格の高騰、更には、ALPS処理水の海洋放出に伴う中国等による日本産水産物の輸入停止措置など、本道の食を取り巻く環境は大きく変化しています。一方で、アジアをはじめとする海外の経済発展、北海道ブランドに対する国内外での評価の高まりなどにより、本道の食産業が飛躍する絶好の機会が到来しています。

こうした中、北海道の食の魅力と可能性を最大限に活かし、世界にはばたく産業としてステップアップしていくためには、中小事業者を含め道内の各地域が海外を相手に稼いでいく「攻め」の姿勢が大切であり、市場ニーズに対応した商品の開発や磨き上げ、輸出の拡大、さらには、デジタル化への対応やゼロカーボン北海道など、時代の流れを捉えた新たな視点も取り入れながら、道産食品の価値を高め、販路を拡大していくことが重要です。

##### [施策の展開方向]

産学官金のオール北海道体制による食クラスター活動などにより、全道各地域でマーケティング力に優れた人材の育成や付加価値の高い商品の発掘・磨き上げ、北海道ブランドの確立に向けた取組を進め、国内外における販路を拡大するとともに、機能的食品やワインなど、今後成長が期待される分野の振興にも取り組みます。

## ■北海道ブランドの確立に向けた競争力強化

### (食クラスター活動の展開)

取組開始から15年目を迎える食クラスター活動は、これまで培ってきたオール北海道による推進体制をベースとして、道産食品の販路拡大や商品開発に向けた支援を行うとともに、「地域フード塾」や「ワインアカデミー」などにより、道内各地域で食産業をリードする中核となる人材の育成とそのネットワーク化を進めていきます。

### (研究開発・技術支援の促進)

地域食材を活用した加工技術を高め、付加価値の高い製品の開発を促進するため、オホーツク圏及び十勝圏地域食品加工技術センターにおいて、地元に着し、全道のモデルとなる研究開発や技術支援、地域内外の企業からの依頼による試験・分析などを行うとともに、賞味期限の延長など、海外との取引に際して求められる課題の解決にも取り組みます。

### (マーケティングの支援)

国内外18店舗（道内3店舗、道外12店舗、海外3店舗）の「どさんこプラザ」を活用した、テスト販売やマーケティングサポート催事等の支援を通じ、全道各地の商品の発掘・磨き上げを行うとともに、国内外における「どさんこプラザ」のノウハウとネットワークを生かし、道産食品のブランド化と道内事業者の販路開拓の支援を行います。

また、民間企業との連携により展示商談会や相談会を開催するとともに、（一社）北海道貿易物産振興会との連携による、国内外での取引商談会や道外百貨店での「北海道の物産と観光展」の開催などにより、道内事業者の販路拡大に向けた支援を行います。

## ■今後成長が期待される分野への集中的な展開

### (北海道食品機能性表示制度の推進)

平成25年4月に創設した「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシーD.O.（ドゥ））」の普及と更なる発展に向け、企業を対象とした実践講座の開設や、専門家の方々を製造現場に派遣し、きめ細かな助言を行うほか、オンライン商談会の開催やネット販売を強化するなど、商品開発から販路拡大までトータルの支援を通じて、制度の一層の活用促進を図ります。

### (道産ワインの振興)

道産ワインの高付加価値化とブランド力の向上を図るため、ぶどう栽培やワイン醸造の担い手を育成するワインアカデミーや道内外でのプロモーションを実施するとともに、ワイン産地形成に向け、産学官金連携による「北海道-ワインプラットフォーム」を活用した産業支援を実施します。

また、地域のワイナリーが抱える課題の解決を図るため、気候変動に対応した

ワイン醸造等に関する研究や普及啓発に取り組んでいきます。

#### (バイオ産業の振興)

世界的な健康志向の高まりを捉えて、「ヘルシーD o」やその認定商品の価値と魅力をインターネットや国内外の「どさんこプラザ」などを通じて道外や海外へ情報発信するなど、食品の機能性に着目した道産食品のブランド化と販路開拓の取組を進めていきます。

### ■道産食品の輸出拡大戦略

#### (北海道食の輸出拡大戦略に基づく取組の推進)

本年に新たに策定した「北海道食の輸出拡大戦略<第Ⅲ期>」に掲げる5つの基本戦略（生産の安定化、商流・物流網の整備、北海道ブランドの浸透・市場拡大、人材育成・輸出支援体制の強化、輸出品目の拡大・高付加価値化の推進）に基づいた施策を推進し、オール北海道で輸出拡大に取り組んでいきます。

## 2 海外との経済交流

### [現状と課題]

本道の令和3年の貿易実績（道内港通関実績）は、輸出が3,117億円（全国：83兆914億円）、輸入が1兆1,920億円（全国：84兆8,750億円）で、全国に占めるシェアは、輸出が0.4%（前年比0.1ポイント増）、輸入が1.4%（前年比0.1ポイント増）となっています。

輸出品目では、魚介類及び同調整品、輸送用機器、鉄鋼、一般機械が大きな割合となっており、これら4品目で全体の6割以上を占めています。また、国・地域別では、中国、米国、韓国、タイ、ベトナムへの輸出が多くなっており、これら5か国で全体の約6割以上を占めています。

情報技術の革新や交通網の発達に伴う経済のグローバル化の進展、新型コロナウイルス感染症の影響などから、今後も世界規模で進展するデジタル化や脱炭素化など、国際ビジネスの取り巻く状況は変化しています。こうした中、道としても、ポストコロナに向けた輸出拡大や海外からの投資受入れ、インバウンドの再獲得にむけて、社会変革の動きをしっかりと見極めながら、グローバル化に対応した施策を機動的かつ柔軟に推進する必要があります。



本道の主要輸出品目（令和3年）

品目	輸出額(百万円)	構成比
魚介類及び同調整品	61,665	19.8%
輸送用機器	55,220	17.7%
鉄鋼	45,923	14.7%
一般機械	38,244	12.3%
上位4品目	201,052	64.5%
合計	311,721	100.0%

本道の主要輸出相手国・地域（令和3年）

国名	輸出額(百万円)	構成比
中国	78,689	25.2%
米国	43,318	13.9%
韓国	28,689	9.2%
タイ	24,062	7.7%
ベトナム	22,819	7.3%
上位5か国・地域	197,577	63.4%
合計	311,721	100.0%

（出典）函館税関「令和3年分 北海道外国貿易概況（確定値）」

### 〔施策の展開方向〕

平成29年12月に策定し、推進期間の中間年にあたる令和3年12月に改訂した「北海道グローバル戦略」では「めざす姿」の実現に向けて、「世界に売り込む」、「世界とつながる」、「世界に向き合う」の3つの視点に立ち、食の輸出や観光振興、投資促進、人材・技術を活用した交流の促進などグローバル化に対応した取組を、デジタル化の進展や脱炭素化といった社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、ターゲットを明確化・重点化しながら、機動的かつ柔軟に推進します。

また、効果的・効率的な海外展開を図る上で、幅広い関係者との連携が重要であり、これまで蓄積されてきた道内外のネットワークはもちろん、異分野・異業種など更なるネットワークの強化が必要となります。現在、道では、中国、韓国、ASEAN、ロシアに海外拠点を設置するとともに、道内金融機関の海外事務所等に職員を派遣しています。また、本道と関わりのある商社などの現地駐在員を「北海道国際ビジネス協力員」として委嘱するほか、道内企業が輸出入や海外進出、外国人材受け入れなど幅広い分野に関し、検討段階から気軽に相談できる海外ビジネスの総合相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」をジェトロ北海道と共同で令和3年度に設置するなど、関係機関・企業等との連携強化により、道内外のネットワークを充実させ、新市場・需要の積極的な開拓、道内企業のビジネスチャンス拡大を目指した施策を推進し、道内市町村や企業の海外展開をサポートします。

### ■世界に売り込む：北海道の魅力や強みを活かした海外展開

ターゲットの明確化・重点化及びマーケットイン重視に基づく、新たな市場・需要の開拓に取り組み、北海道ブランドの確立と戦略的活用を推進するとともに、グローバル・ネットワークを強化します。

### ■世界とつながる：世界と北海道をつなぐ環境づくり

人口減少を見据え、DX関連分野など本道が有する技術・ノウハウを活用したビジネスチャンスを拡大し、人材・技術を活用した交流・協力を促進します。

### ■世界と向き合う：世界情勢の変化への機動的で柔軟な対応

SDGsなど世界共通の課題解決に取り組む海外企業の投資誘致促進や道内企業の海外ビジネス相談支援に取り組み、世界を視野に入れた力強い地域経済の確立と海外展開・交流におけるリスクマネジメント力の向上を図ります。

## 3 観光

### [現状と課題]

本道の観光入込客数は2017年度に5,610万人、訪日外国人来道者数は2018年度に312万人と、いずれも過去最高を更新した後、大きな自然災害に見舞われて減速し、更に新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大によりインバウンド需要は消失、国内需要も減少するなど、道内観光は長期間にわたり甚大な影響を受けてきましたが、新型コロナウイルス感染症水際対策の終了や海外との直行便再開などにより、観光需要は本格的な回復基調にあり、この波を着実に捉え再び力強く成長していくことが本道経済にとって重要です。

こうした需要を確実に取り込み、北海道観光のポテンシャルを最大限発揮していくためには、旅行者ニーズや市場特性を的確に捉え、道内各地域の魅力ある観光地づくりとプロモーションを一体的かつ戦略的に展開するなど、観光の高付加価値化を進めるとともに、宿泊や交通など観光関連産業における人材の確保・育成、観光DXの推進、さらには観光客の移動の利便性向上など、受入体制の充実を図っていくことが重要となっています。

### [施策の展開方向]

令和3年11月に策定した第5期「北海道観光のくにづくり行動計画」の考え方に基づき、コロナ禍を経て変化した旅行者ニーズなども踏まえながら、アジアはもとより欧米などをターゲットとした戦略的なプロモーションなどを通じて、新たなインバウンドの取り込みを進めていくほか、本道の強みを生かしたケア・ツーリズムやワイン・ツーリズムの推進、アドベンチャートラベルに代表される観光の高付加価値化に向けた取組などを重点的に推進していくことにより、「観光立国北海道」の再構築に向けた取組を進めていきます。

#### ■クリーン×セーフティ北海道

広大な自然や密になりにくいアウトドア環境など本道の価値・優位性を活かすとともに、環境と共生する観光を推進し、「安全・安心」で選ばれる観光地づくりを推進します。

#### ■量×質の追求

道民からも愛される観光地づくりを推進するとともに、新規誘客やリピーターの獲得に向け、自然環境や食など本道の観光資源のブランド力を強化します。併せて、富裕層向けの商品・サービスを充実させることなどにより、満足度向上と連動した消費単価の向上を図ります。

#### ■旅行者比率のリバランス

道民の道内旅行や国内旅行の需要喚起を強化するとともに、欧米等新規市場の開拓に取り組むことにより滞在型観光の促進を図り、誘客対象の最適化を目指していきます。

#### ■新しい旅行スタイルの推進

本道の自然・文化などの特性を活かしたアドベンチャートラベルやワーケーションの造成・発信に取り組むとともに、MICEなどインバウンドの取込方策についても検討を進め、新たな北海道観光の価値を創出します。

#### ■観光インフラの強靱化

観光産業を支える人材の育成・確保をはじめ、広域観光の拠点としての道内空港の利活用促進、災害時などにおける基盤強化など、地域における観光インフラの充実に向けた取組を推進します。

## 4 中小・小規模企業

### [現状と課題]

本道の企業を規模別で見ると、全体の99.8%を中小企業が占め、このうち、84.9%が小規模企業（概ね常時使用する従業員の数20人以下、商業又はサービス業は概ね常時使用する従業員の数5人以下）であり、小規模企業は地域の経済と雇用の主要な担い手として重要な役割を果たしていますが、エネルギー・原材料価格の高騰等、中小・小規模企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、業績回復の遅れや資金繰りの悪化などにつながっています。

### [施策の展開方向]

経営相談や制度融資、事業者の皆様が行う業務効率化や生産性向上の取組に対する支援など、事業者の皆様が抱えるさまざまな課題に的確に対応したきめ細かな支援を行うなどして、本道の経済の回復につなげていきます。

### ■エネルギー・原材料価格の高騰等の影響を受ける中小・小規模企業への支援

本庁及び各振興局に設置している経営・金融特別相談窓口やワンストップ相談窓口で職員自らが企業の相談対応や支援を行うとともに、道内各地域の中小・小規模企業に対し、それぞれの経営課題に応じて解決が図られるよう中小企業診断士などの専門家を派遣して支援します。

経営環境の変化に対応する融資や低利な借換融資などによりエネルギー・原材料価格の高騰等の影響を受ける中小・小規模企業に対する資金繰り支援を行います。

電気料金等の価格高騰や人手不足等の影響を受けている中小・小規模企業の負担軽減や業務効率化、生産性向上等を図るため、省エネルギー化に資する設備等の入替及びデジタル技術導入による経営改善の取組を支援します。

国の支援対象外となっている特別高圧電力を利用している工業団地内の事業者や商業施設に入居するテナントなどの中小・小規模事業者に対し、エネルギー価格高騰の負担を軽減するため、国の高圧電力利用事業者への支援と同等の特別高圧電力利用事業者緊急支援を行います。

### ■中小・小規模企業の経営体質の強化

(公財)北海道中小企業総合支援センターが行う総合相談窓口の開設、取引拡大支援事業や専門家派遣事業等に必要な経費を補助するとともに、高度化資金の貸付けに係る診断等のほか、「地域中小企業支援ネットワーク」を活用し、金融機関等の関係機関と緊密な連携を図りながら、経営に関する効果的な施策情報等の発信など、中小・小規模企業の経営体質の強化に向けた取組を支援します。

自然災害や感染症などの緊急事態における対応事項をあらかじめ定める事業継続計画、通称BCP (Business Continuity Plan) の普及促進のため、BCP策定の手引きの活用などを通じて、北海道内の中小・小規模企業の事業継続リスクへの対応能力の強化を図ります。

中小・小規模企業の事業の再生及び新たな事業の創出に資するため、中小企業再生支援協議会と連携を図るとともに、条例に基づき信用保証協会が事業再生等を行う中小企業者等の債権放棄等を行う場合に道に対する損失補償金の返納を免除することで、中小・小規模企業の円滑な事業再生や廃業による経営者の再チャレンジを支援します。

### ■創業及び新たな事業分野への進出の促進

道内における創業促進のため、起業相談会やセミナーを開催し、課題の解決や創業意欲の向上を図ります。

地方創生と地域経済の活性化のため、デジタル技術を活用し、地域課題の解決を目的とする起業に対し、必要な経費の支援や事業立ち上げ等に関する伴走支援を実施します。

また、(公財)北海道中小企業総合支援センターをはじめ関係機関と連携を図り、創業や新事業展開に対する融資などの活用を促進します。

### ■事業承継の円滑化

地域における円滑な事業承継を進めるために、北海道事業承継・引継ぎ支援センターと連携するとともに、道内6圏域に整備した「事業承継サポートネットワーク」を活用し、産業支援機関などとも連携を図りながら、事業承継診断や専門家派遣を行うほか、後継者人材バンクを活用し、後継者不在事業者と創業希望者のマッチングなどを行います。

また、贈与税・相続税の納税猶予や事業承継における金融支援を行う経営承継円滑化法の活用促進を図るなど、円滑な事業承継に向けた支援をします。

### ■商工団体を通じた中小・小規模企業支援

小規模事業者の経営基盤の充実を図るため、小規模事業者支援促進法に基づき、商工会等が行う経営改善普及事業等に要する経費を補助するなど、商工会・商工会議所の取り組みを支援します。

商工会・商工会議所が策定する「経営発達支援計画」及び「事業継続力強化支援計画」に基づき行われる、個社の経営戦略に踏み込んだ伴走型支援や事業継続力強化の支援への取り組みを通じて、中小・小規模企業を支援します。

個々では経済力が弱い中小・小規模企業が、組織化し、事業の協同化により競争力を強化するため、北海道中小企業団体中央会と連携し、中小企業組合の設立等による組織化の促進や、人材育成及び情報提供等による組合の育成を図ります。

### ■中小・小規模企業などに対する金融の円滑化

道では、中小・小規模企業の経営の安定に向けて、中小企業向け融資制度の取扱いを継続するとともに、中小・小規模企業が円滑に資金調達できるよう、制度の充実を図るほか、融資制度の積極的かつ効果的な活用に向け周知・利用促進に努めます。

信用保証については、災害など経済環境の急変による影響を受けた企業や事業歴の浅い創業者など、中小・小規模企業の金融の円滑化を図る上で依然として重要な役割を果たしていることから、引き続き、北海道信用保証協会の保証機能の充実を図ります。

さらに、中小・小規模企業が相互扶助の精神に基づき設立した協同組合等が工場・店舗等の集団化や事業の共同化を行う場合に必要な資金を長期・低利で融資する高度化資金貸付を実施します。

(公財)北海道中小企業総合支援センターにおいては、小規模企業者等の創業及び経営の革新に必要な設備の導入を支援するため、設備貸与事業を実施します。

## 5 商業・流通

### [現状と課題]

地域商業を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の進行による来街者や売上の減少、後継者不足、中心市街地における商業機能の低下等による空洞化など厳しい状況にあります。さらに一層の高齢化の進行や消費者の購買意識の変化に対応するため、

商業機能の充実が求められています。

こうしたことから、地域経済の中核として、また、暮らしと消費生活の基盤、地域コミュニティの場として大切な役割を担う商店街の活性化を促すとともに安全・安心な商店街づくりに向け、事業者や商工団体、市町村などの関係者と連携を強化しながら、地域の実態に応じた取組を進めるほか、消費の喚起を図ることが重要です。

また、物流を取り巻く環境は、産業構造・流通構造の変化や情報化・国際化の進展等によるニーズの多様化・高度化など、大きく変化してきており、物流の効率化や人材の確保が重要な課題となっています。さらに環境負荷や過疎地域の安定的な物流確保といった社会的な課題についても配慮する必要があります。

卸売市場については、生鮮食料品等の公正で安定的な流通機能が確保されるよう引き続き取り組むことが求められるとともに、産地との連携強化や消費者等の多様化するニーズへの対応、輸出を見据えた品質管理の高度化など、新たに期待される機能や役割への対応が必要です。

#### [施策の展開方向]

エネルギー・原材料価格の高騰等による影響が長期化し地域経済が厳しい状況にある中、「北海道地域商業の活性化に関する条例」に基づき地域商業の活性化を総合的に推進するとともに、流通対策や卸売市場の活性化に取り組みます。

#### ■地域商業の活性化

条例に基づき策定した「北海道地域商業活性化方策」により、事業者や商工関係団体等が主体となった取組を促進するとともに、商店街活動を担うリーダーや後継者の育成、商店街活性化の取組を支援するほか、商業活性化の参考となる優良事例の周知に努めます。

#### ■地域貢献活動の促進等

条例に基づき策定した「地域貢献活動指針」により、大型店等の地域貢献活動を促します。

#### ■流通対策の推進

高度化・多様化する物流ニーズに対応するため、庁内関係部課や関係機関、団体等と連携して、物流の効率化や円滑化に向けた取組を推進します。

#### ■卸売市場の整備

生鮮食料品等を安定的に供給するため、令和2年度の改正卸売市場法を受けて卸売市場の目指すべき姿等を示した「北海道の卸売市場の活性化に向けて」に基づき、地方卸売市場への指導、助言を行います。

## 6 製造業

### [現状と課題]

北海道の製造業は、事業所数 6,425 カ所、従業者数 16 万 5,004 人、製造品出荷額 6 兆 1,293 億円で、産業全体に占める割合が 9.9%（全国 20.0%）で全国の 2 分の 1 以下となっています。製造品出荷額の構成を業種別に見ると食料品製造業が 2 兆 2,695 億 25 百万円（全体の 37.0%）と最も多く、次いで、石油製品・石炭製品製造業（7,053 億 33 百万円、同 11.5%）、鉄鋼業（4,800 億 96 百万円、同 7.8%）の順となっており、これら 3 産業で全体の 56.3%を占めています。地域的には、札幌市を中心とする道央広域連携地域に集積しており、全道の出荷額の 59.5%（令和 2 年）を占めています。

デジタル化や脱炭素化の動きに加え、原材料価格の高騰等が長期化する中、こうした社会経済情勢の変化に対応し本道のものづくり産業が、本道経済の活性化と力強い地域経済づくりの牽引役としての役割を担っていくために、道は、付加価値の高い製品開発や製造コストの削減、生産性の向上や技術力の強化、製造現場での労働力確保や技術・技能を有する人材の育成、販路拡大への支援など、自動車関連産業や半導体関連産業をはじめとした幅広いものづくり産業の振興を図る必要があります。

業種別製造品出荷額の構成比（令和 3 年）

(%)

区 分	北 海 道	全 国	産業分類
生活関連型	45.8	16.6	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、家具・装飾品、印刷、皮・毛皮、その他
加工組立型	13.5	44.5	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具、その他
基礎素材型	40.7	38.9	木材・木製品、パルプ・紙、化学工業、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼
合 計	100.0	100.0	

(出典) 経済産業省「経済構造実態調査」

### [施策の展開方向]

本道のものづくり産業が脱炭素化やデジタル化などの社会経済情勢の変化に対応し本道経済を牽引するため、経済波及効果の高い自動車関連産業における、次世代自動車へのシフトを見据えた、関連事業への参入を促進するとともに、半導体関連産業の集積に向け、道内企業の参入促進や人材育成に取り組むほか、本道が強みを持つ食関連産業等への道内食関連機械メーカーの参入を促進します。

また、今後の成長が期待されるヘルスケア関連分野における製品開発や参入促進の取組を進めるほか、生産性の向上や技術力の強化、若者等のものづくり産業への就職促進や、子供たちへのものづくりに対する理解促進に向けた取組を進めます。

## ■ポストコロナを見据えた未来志向の産業振興

### (自動車関連産業の集積促進)

脱炭素社会の実現に資する次世代自動車へのシフトなど、自動車関連産業を取り巻く環境変化を踏まえ、自動車生産拠点をターゲットとした新たな参入に向け、東北地域と連携しながら道内ものづくり企業が有する高い技術力をPRするほか、自動車メーカーOB等の専門家によるQCD（品質（Quality）、価格（Cost）、納期（Delivery））対応力強化に向けた取組などを実施します。

### (本道の強みを活かした食関連機械産業の振興)

本道が優位性を有する食品加工や一次産業分野などにおける省力化や効率化に向けた機械化ニーズに対応するため、道総研や地域の産業支援機関等と連携し、専門家の派遣や展示会への出展支援など、食品機械メーカーの技術的課題の解決や新たな販路開拓に向けた取組を実施します。

### (自動運転に係る開発拠点化の促進)

本道での自動運転の研究開発拠点化を促進するため、積雪寒冷期を含む実証試験や国の社会実証事業の誘致、自動運転サービスモデル創出に向けた実証試験適地などに関する情報提供の強化や関心のある自治体と企業とのマッチングなどに取り組みます。

### (IT産業の振興)

デジタルトランスフォーメーションの進展を支える道内IT企業と様々な産業とのマッチングによる販路拡大や業界説明会などによる人材確保を支援します。

また、産業振興条例に基づく中小企業競争力強化の支援制度において、IT産業を、製品・サービスの開発等を重点的に支援する特定産業分野に位置づけ、道内IT企業の新分野・新市場等を目的とした取組を支援します。

### (ヘルスケア関連分野における製品開発の促進)

医療、介護等の現場における作業の省力化や効率化などに対応するデジタル技術を活用したヘルスケア関連製品の開発を促進するため、研修会やアドバイザー派遣、道内企業と医療、介護現場の製品ニーズとのマッチングなどに取り組みます。

### (ヘルスケアサービスの創出・普及)

従業員の健康管理や健康課題の解決に活用できるヘルスケアサービスの創出や普及を図るため、参入促進研修会やデジタル技術等を活用したヘルスケアサービスの開発に向けたアドバイザー派遣、ヘルスケアサービス提供事業者と健康経営に取り組む企業のマッチングなどに取り組みます。



#### **(宇宙分野の産業化と研究開発の推進)**

北海道スペースポート（大樹町）を中心に、衛星データ利活用の取組の広がりや、道内宇宙スタートアップ等による小型ロケットや宇宙関連機器の開発が進められていることから、宇宙関連ビジネスの創出や人材確保等を支援し、本道における宇宙産業の成長産業化を図るとともに、宇宙関連の実験・研究等の促進や誘致活動、地域の取組の支援などを行います。

#### **(航空機産業など新たな分野への進出)**

航空機関連産業への道内企業の経営多角化や事業転換に向け、セミナーの開催、航空機関連産業特有のノウハウや技術力を持つ従業員の育成支援、参入のために必要な品質管理の認証取得や技術的な課題解決に向けた専門家派遣支援等を行います。

#### **(スタートアップの創出・集積)**

北海道におけるスタートアップ・エコシステムの拡大・強化のため、伴走支援による起業家の育成や、ビジネス環境の国内外へのPRなどに取り組み、スタートアップの創出・集積を図ります。

#### **(半導体関連産業の振興)**

ラピダス社の次世代半導体製造拠点について、2025年のパイロットライン稼働、2027年の量産開始というスケジュール達成に向けた支援をハイスピードで進めます。また、同社の立地という好機を最大限に活かし、半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点の実現に向け、道内企業の参入促進や人材育成などに取り組みます。

### **■ものづくり産業をはじめとする道内中小企業の競争力強化**

#### **(道内中小企業の競争力強化)**

ゼロカーボン北海道の実現やデジタルトランスフォーメーションの推進等、社会経済情勢の変化に対応する道内中小企業の競争力を強化するため、北海道産業振興条例に基づく、マーケティング、専門家派遣、人材育成・確保、製品開発などの支援を行うとともに、北海道中小企業新応援ファンドの運用益を活用し、地域資源を活用した新事業展開、新製品開発などの取組を支援します。

#### **(ものづくり産業における人材の育成・確保)**

ものづくり産業における人材の育成・確保を図るため、ものづくり企業見学会や出前授業の開催、イベント等を活用した次世代自動車のPRやものづくりの魅力の発信など、若者等のものづくり産業に対する理解促進に向けた取組を進めるほか、人手不足に対応するため、道外からの誘致も含めた人材確保に取り組みます。

### (生産性の向上や技術力の強化)

本道のものづくり企業の技術力向上による競争力強化に向け、道立工業技術センターに試験研究機器を整備し、研究開発を行うとともに、道内各地の地域産業支援機関と連携し、AI・IoTなどデジタル技術の導入による生産性向上や脱炭素化への対応等に向けた支援を行い、新技術・新製品開発による道内中小企業等の販路拡大及び地域の資源や技術・ネットワークを活かした取組を支援します。

## 7 企業誘致

### [現状と課題]

企業立地の状況については、首都圏等との同時被災リスクの低さや豊かな食資源などの本道の立地環境を背景に、平成27年度以降の立地件数は100件前後で推移していた中で、令和2年度は感染症等の影響により62件に減少しましたが、その後回復が見られ、令和4年度は98件となりました。

具体的な立地事例としては、道内過去最大規模の投資案件として、国家プロジェクトであるラピダス社の次世代半導体製造拠点が千歳市に立地するとともに、令和5年11月に国内最大級となるソフトバンク社のデータセンターが苫小牧市に立地を決定しました。

また、グリーントランスフォーメーションやデジタルトランスフォーメーションなど社会経済情勢が大きく変化する中、サプライチェーンの強靱化に向けた生産拠点や、再生可能エネルギーを活用したデータセンター等の立地、新しい働き方に対応した本社機能の移転などの動きが出ています。

企業の立地促進に向けては、こうした動きを的確に捉えた企業誘致の取組を進めていくことが必要です。

### [施策の展開方向]

道では、自動車関連や食関連に加え、ラピダス社の立地を契機とした半導体関連産業やデータセンターなどのデジタル関連産業、今後成長が期待される宇宙関連産業などの企業の立地、さらには、本社機能の移転などを促進するため、首都圏との同時被災リスクの低さや広大な土地、冷涼な気候、恵まれた食資源といった本道の立地優位性を広くアピールしながら、知事のトップセールスや企業訪問、道外でのセミナー開催や展示会への出展など積極的な誘致活動に取り組みます。

また、社会経済情勢の変化に伴い、「サプライチェーンの強靱化」や「脱炭素化」など、企業立地の視点も多様化しており、こうした動きを的確に捉え、豊富な再生可能エネルギーや豊かな自然環境といった本道の立地優位性をアピールするとともに、令和4年度にデジタル化や脱炭素化の観点により拡充を図った「北海道産業振興条例」や、国の「地域未来投資促進法」などの助成制度による企業への支援、さらには人材確保等に向けた相談・サポートなどを通じ、市町村や経済団体、関係機関等と連携しながら、企業立地の促進に取り組みます。

## 8 産業集積地域

### ■ 苫東地域

#### [現状と課題]

苫東地域は、陸・海・空の交通アクセスに恵まれた我が国最大級の産業拠点として、大きな役割を果たすことが期待されており、当地域の開発主体である(株)苫東をはじめ、国、道、地元市町等関係機関が連携し、国が策定した「苫小牧東部開発新計画」等に基づき、基盤整備や関係機関と連携した誘致活動の展開に努め、これまでに自動車関連産業など多くの企業が立地しています。

近年では大規模な太陽光発電施設や植物工場、温度管理型冷凍冷蔵倉庫や木質バイオマス発電所に加え、大型流通センターや医療機器工場、ウイスキー製造事業所が進出するなど、新たな動きも見られます。

社会経済情勢が大きく変化する中、今後、脱炭素化やサプライチェーンの強靱化など、企業のニーズを的確に捉えながら、苫東の特徴を活かした誘致活動を展開していく必要があります。

#### [施策の展開方向]

令和元年8月に国において策定された「苫小牧東部開発新計画の進め方【第3期】」に基づき、国、道等関係機関が相互に連携を図りながら、開発の核となる公的プロジェクトの導入や企業誘致に取り組んでいきます。

公的プロジェクトについては、国が実施している当地域での調査等を活用し、カーボンニュートラルを推進するプロジェクトの導入に向け、国土交通省をはじめとする関係省庁への要望や関係機関で構成する苫東推進担当者会議などの場において、CCUSに関連する試験研究施設の整備といった具体的な提案を行っていきます。

企業誘致については、「北海道企業誘致推進会議」との連携による企業立地セミナー事業のほか、地元市町をはじめ関係機関で構成する「苫小牧東部開発連絡協議会」として、全国展示会への出展など各種事業を実施していきます。

基盤整備については、物流機能の強化を図るため、苫小牧港東港区の整備などを重点的に進めることとし、関係機関と連携して国へ要望していきます。

### ■ 石狩湾新港地域

#### [現状と課題]

石狩湾新港地域は、流通港湾と一体となった工業・流通団地の形成を目指して開発が進められ、道央圏はもとより本道経済をリードする産業集積地域として着実に企業立地が図られてきています。

開発に当たっては、国が策定した「石狩湾新港地域開発基本計画」に基づき、当地域の開発主体である石狩開発(株)をはじめ道、地元市が連携して企業誘致に取り組んでおり、大消費地札幌に隣接するとともに、工業団地に直結する港湾があり、道内各地へも良好なアクセスが可能という立地特性から、これまで、食料品製造業や流通倉庫などが集積してきました。

近年は、大型物流センターのほか、洋上風力発電の蓄電設備やバイオマス発電所の

整備など、再生可能エネルギーを活用する事業が展開され、また、データセンターの立地の動きも見られるところです。

### 〔施策の展開方向〕

今後の開発推進にあたっては、当地域で産業の脱炭素化を図る取組が進められている状況も踏まえ、食料品関連や物流関連産業はもとより、エネルギー関連産業の誘致も推進するなど、多様な分野の産業集積を図っていきます。

特に、近時の再生可能エネルギーを活用するカーボンニュートラルに向けた企業の取組の加速や、商業を含む交流機能の確保に対する企業のニーズの高まりを受け、令和5年3月には「石狩湾新港土地利用計画」を改訂し、「REゾーン」を整備、また地域内に「複合支援地区」を設定し、データセンターをはじめとする情報関連産業や小売店舗、ホテルといった商業、交流・滞在施設などの誘致にも取り組むこととしています。

また、企業誘致を効果的に推進するため関係機関で構成する、石狩湾新港地域開発連絡協議会において策定した「石狩湾新港地域に関する今後の取組方針」に基づき、企業訪問や各種展示会への出展など各種事業を実施するほか、港湾や道路などの基盤整備について国に要望、提案していきます。

苫小牧東部地域、石狩湾新港地域の分譲状況（令和5年3月末現在）

区 分	苫小牧東部地域	石狩湾新港地域
総 面 積	10,700ha	3,022ha
分 譲 用 地 面 積	5,500ha	1,369ha
うち(分譲・リース)済面積	1,574ha	969ha
立 地 率	28.6%	70.8%
立 地 企 業 数	126社	757社
う ち 操 業 企 業 数	98社	705社

(出典) 経済部資料、石狩開発㈱「立地状況報告」

## 9 エネルギー

### 〔現状と課題〕

エネルギーは、道民生活や産業活動にとって必要不可欠であり、エネルギーの大部分を海外に依存しているわが国にとって、安定供給の確保は重要な課題となっています。

国の電力システム改革に関しては、平成28年4月から電力の小売業への参入が全面自由化され、一般家庭でも電力会社や料金メニューが選べるようになりました。また、令和2年には、電力市場における活発な競争を実現するため発送電の「法的分離」が行われ、送配電部門の中立性が高められるなど、電力の安定供給の確保や電気料金の最大限の抑制、企業の事業機会の拡大などを目指した様々な制度改正が行われています。

また、令和2年度から容量市場が、令和3年度から需給調整市場が開設されるなど、電力取引市場の整備が進められていますが、令和3年1月の全国的な寒波による需給

逼迫や世界的なエネルギー価格高騰等に伴う、市場価格高騰により新規参入事業者の小売電気事業からの撤退や料金の高騰が発生したことなども踏まえ、より強靱で安定的なエネルギー供給システムの構築が求められます。

特に、本道では北海道胆振東部地震に伴うブラックアウトに続いて令和4年12月にオホーツク地域で大規模な停電を経験したところであり、積雪寒冷で広域分散型といった地域特性も踏まえ、電力インフラのレジリエンス強化が重要です。

新エネルギーの導入に関しては、平成24年7月の「固定価格買取制度」開始以降、大型の太陽光やバイオマスの導入が進むとともに、開発期間が長期にわたる地熱や全国随一のポテンシャルを有する洋上風力などの今後の導入拡大が期待される一方、本道は、新エネルギーのポテンシャルに比べ電力需要が小さく、道央を除く地域において新たな系統接続に制約がある状況です。こうした中、令和3年1月に系統混雑時の出力制御を条件に系統接続を可能とする「ノンファーム型接続」の受付が開始されたほか、令和5年2月に決定された国の「GX実現に向けた基本方針」において、本道と本州を結ぶ200万kWの海底直流送電ケーブルを、2030年度を目指して整備することとされています。また、国では、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、令和3年6月には、経済と環境の好循環を作る「グリーン成長戦略」が策定され、「ゼロカーボン北海道」の実現を目指すことを表明している道においても、その実現につながるよう、発電のみにとどまらず、熱エネルギーも含め、地域内での循環を目指し、エネルギーの地産地消などの取組を進めていくことが重要です。

産炭地域の振興に関しては、現在道内では露頭炭事業者6社と坑内掘炭鉱1社が操業し生産された石炭は火力発電所などに供給しており、道内の電力の安定供給に貢献するとともに、地域の経済活性化や雇用の確保に大きな役割を果たしているほか、釧路炭鉱では、国の委託事業として、優れた炭鉱技術を活用したベトナム、中国、インドネシアなどの産炭国の炭鉱技術者等への研修事業が実施され、海外炭の安定供給確保にも貢献しています。

本道に賦存する石炭は、地域で確保できる貴重なエネルギー資源ですが、他の化石燃料と比べると二酸化炭素の排出量が多いことから、環境に調和したクリーンコール技術の開発が求められています。

また、露頭炭の主な供給先である奈井江・砂川火力発電所が令和9年3月末をもって廃止されることを踏まえ、露頭炭の活用に向けた取組を進めていく必要があります。

## [施策の展開方向]

### ■エネルギーの安定供給の確保

#### (電力の安定供給)

エネルギーは暮らしと経済の基盤であり、電力の安定供給を確保するとともに、中長期的に、社会経済の変化に柔軟に対応できるようエネルギーの多様化を図ることが重要です。

このため、新エネルギーが主要なエネルギー源の一つとなるよう、地域や企業の皆様との連携のもと、新エネルギーの導入拡大を図るとともに、道内における

送電網の強化、北本連系設備や新たな海底送電ケーブルといった賦存量の大きな地域における送電網等の電力基盤の増強の早期実現と特定の地域に偏らない費用負担の検討を国に働きかけるなど、電力の安定供給に向けた取組を進めます。

また、他エリアからの電力融通に制約のある本道では、電力利用の多い夏や冬において大規模な発電所の停止などが発生した場合には、需給が逼迫するおそれがあることから、引き続き、道民の皆様のご理解とご協力のもと、定着してきた節電を継続し、地球温暖化対策や省エネルギーの促進に努めます。

#### **(石油製品等の安定供給)**

災害時や停電時における石油製品の安定的な供給を確保するため、引き続き災害時に優先的に燃料供給を行うべき重要施設のリストを石油関係団体と共有するとともに、燃料供給要請ルートを知り、災害時における円滑な燃料供給が図られるよう取り組みます。

また、今後脱炭素燃料の開発や再生可能エネルギーの導入を進める中で、需要の減少が見込まれる石油製品等については、投資の減少や事業者の撤退などにより供給が滞る可能性があることから、エネルギー需給構造の変革期においても、その供給体制を確実に維持するなど、エネルギーの安定供給の確保に万全を期すよう国に要望します。

#### **(電源立地地域の振興)**

電力の安定供給を図るため、計画的な電源開発などを進めていく必要があることから、電気事業者と地元市町村、関係団体等との連絡調整を図るとともに、国の交付金などにより、発電用施設周辺市町村における公共用施設の整備など地域振興対策を進め、発電用施設の設置及び運転の円滑化に努めます。

#### **(天然ガスの利用促進)**

天然ガスは化石燃料の中では温室効果ガスの排出が最も少ないことから、利用を促進することが必要です。道内では平成24年から石狩市でLNG（液化天然ガス）基地が稼動しており、平成30年10月には北海道ガス（株）、平成31年2月には北海道電力（株）が、同LNG基地から供給される天然ガスを利用した火力発電所の運転を開始しました。道は、道内外で開発された天然ガスの道内での導入や利用を促進する「北海道天然ガス利用促進協議会」などと連携して普及啓発に努め、その利用を促進します。

また、LNGは海外からの輸入に依存し、社会・経済状況の変化に影響を受けやすいことから、天然ガスの安定的な供給の確保について国に要望します。

さらに、将来の国産資源として期待できるメタンハイドレートについては、本道周辺海域における資源量調査や研究開発の一層の促進について、引き続き国に要望します。

## ■省エネルギーの促進と新エネルギーの導入促進

### (省エネルギーの促進)

省エネルギーの取組は、限りある資源を有効に活用するという意義に加え、温室効果ガス排出量の削減により地球温暖化防止につながるという効果があります。

また、家庭や事業者にとっても、エネルギーの消費量を減らすことで電気代や燃料代などのコスト削減につながるほか、住宅や事業所の高断熱化により快適性が向上することなどの副次的な効果があります。

新エネルギーの活用にあたっては、省エネルギーに取り組むことで、効率的な活用が可能となり、導入効果を高めることができます。

このように、省エネルギーは、2050年までの、「ゼロカーボン北海道」の実現やエネルギーの安定供給などにつながる重要な取組の一つであり、道民や事業者それぞれが問題意識を持って日頃からエネルギー利用のあり方を見直し、省エネルギーが日常の暮らしや経済活動の一部となるよう意識の定着と徹底したエネルギーの効率的利用に取り組めます。

特に家庭部門における灯油消費をはじめとした化石燃料の使用を減らし、化石燃料に依存する本道の消費構造の転換につなげていきます。

また、新エネルギーの最大限の活用にあたり、その効果を高めるため、その前提として必要な省エネルギーに取り組めます。

### (新エネルギーの導入促進)

北海道の各地域には、それぞれ特色ある新エネルギー資源が豊富に賦存しており、こうした身近なエネルギー資源を活用して暮らしの豊かさや経済の活性化につながる新エネルギーの導入拡大の取組を進めていくことが重要です。

このため、「北海道地球温暖化防止対策基金」などを活用し、地域が主体となった新エネルギー導入と、あわせて行う新エネルギー導入効果を増大する省エネルギー設備導入に向けて、コーディネーター派遣による計画策定・事業化検討などの総合的支援や新エネルギー設備等の導入に対する支援を行うほか、市町村などが行う事業可能性調査や、自立分散型エネルギーシステムや地域マイクログリッドの導入などに対して支援を行うとともに、北海道立総合研究機構などと連携し「省エネ・新エネ促進・関連産業振興ワンストップ窓口」により、新エネルギー導入を検討している市町村等の相談に対応します。

また、洋上風力発電の導入に向けて再エネ海域利用法による促進区域の指定に向けた取組を進めるほか、地域との関わりが深い新エネルギーの導入促進に向けた環境整備や、地域の実情に応じた固定価格買取制度の運用などについて、国に対し積極的に要望していきます。

## ■産炭地域の振興

海外炭の安定供給のほか、地域経済の活性化等に貢献する「産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転等事業」の継続と必要な予算の確保について国に要請を行うとともに、二酸化炭素の削減につながる「石炭採掘後の坑内埋め戻し技術」

の開発に向けた実証事業が安全に実施されるよう、必要な保安設備の整備に対し支援を行います。

また、道内石炭資源の有効活用を視野に入れたクリーンコール技術の開発等の推進について国に要請を行うとともに、道内産炭地域の炭層を活用して環境負荷を低減しながら石炭資源の有効活用を図る取組への支援や、これら研究動向などに対する道民への理解促進、クリーンコール技術等に関する最新情報の共有化を関係市町等と図ります。

さらに、奈井江・砂川火力発電所が廃止されることを踏まえ、露頭炭の有効活用に向けた調査を行い、関係機関と連携しながら検討を進めるなど、道内石炭資源の有効活用に取り組みます。

## 10 環境関連産業

### 〔現状と課題〕

国内における環境関連産業市場は、平成24年のFIT開始をきっかけに成長してきましたが、特に、近年は世界的な脱炭素に向けた意識の高まりを背景に、あらゆる製品・サービスに環境配慮の要素が加わることにより、市場が急速に拡大しています。本道においては、今後、環境と経済の好循環を目指す「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、道内での省エネルギーや新エネルギーの開発・導入が更に進められるとともに、そうした低炭素なエネルギーを活用したい事業者の立地など、関連した産業の集積が進むことが期待されます。

環境関連産業は、新エネルギーを活用した発電施設の建設やメンテナンス、省エネルギー機器の製造・販売、水素・アンモニア、CCSを活用した合成燃料等の次世代エネルギー関連産業など、産業としての裾野が広く、道内企業が参入できる分野が多数あると見込まれます。

このような中、今後10年間で150兆円超とも言われる日本国内におけるGXの官民投資を呼び込みながら、省エネルギーや新エネルギーなどの開発・導入と、道内企業の参入などによる関連産業の振興を一体的に推進し、地域経済の活性化と持続可能な地域づくりを進めていくことが重要です。

### 〔施策の展開方向〕

世界的な脱炭素化の潮流を背景に、省エネルギーや新エネルギー、次世代エネルギーの開発・導入をこれまで以上に進めていく必要があることから、産業界はもとより、北海道立総合研究機構（道総研）をはじめとした大学・研究機関、地域の中間支援組織などと連携し、人材育成や関連技術・製品・サービスの開発、販路拡大などの取組を支援します。

また、国内外から北海道へのGX投資促進により、環境と経済の好循環に取り組みます。



## 11 雇用・労働福祉

### [現状と課題]

本道では、全国を上回るスピードで人口減少・少子高齢化が進展しており、また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等もあって、就業者数は近年減少又は横ばいで推移していましたが、令和5年の就業者数は、前年から横ばいとなっています。

また、平成28年7月から1倍を超えていた有効求人倍率は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年4月に1倍を割り込んだものの、令和3年4月以降の求人数の増加（前年同月比）により、令和3年10月に再び1倍を超え、令和6年2月現在においても1.0倍となっており、雇用情勢は緩やかに持ち直しの動きがみられます。

なお、分野別に見ますと、依然として人手不足が深刻な職種もあり、離職者等への対応とともに、女性や高齢者など多様な方々の更なる労働参加の促進による人材確保に向けた取組が必要とされています。

新規学卒者（高校・大学等）の就職状況を見ると、近年、上昇傾向にあった就職内定率は、新規高卒・新規大卒ともに令和2年度に落ち込んだものの、令和5年3月卒業者は、いずれも前年を上回っており、回復傾向にあるところです。また、就職後3年以内の離職率については、高校・大学とも全国平均と比べて高い状況が続いています。

労働者の就業環境については、働き方改革が進められる中、労働時間は減少傾向にあり、男性の育児休業取得率は全国平均を上回ったものの、低い水準にあります。また、月間の給与総額についても全国平均と比べると低く、雇用者に占める非正規雇用労働者の割合は全国よりも高い状況です。

なお、情報通信技術を活用し、場所や時間に制約されず働くことができるテレワークなど新しい働き方が普及しつつあり、多様な働き方の導入など、働き方改革をより一層進める必要があります。

また、厳しい経済・雇用環境情勢の下で、事業主と個々の労働者との間における、労働時間、休日・休暇、賃金未払い、職場の人間関係等の労働条件に関する相談が多く寄せられており、きめ細かい対応も必要となっています。

### [施策の展開方向]

人口減少下においても、働く意欲を持つ方々を増やしつつ、離職者の発生といった課題にも対応するため、「第2期北海道雇用・人材対策基本計画」に基づき、女性や高齢者をはじめ多様な方々の労働参加の促進など「人材の育成・確保」、仕事と家庭の両立など「就業環境の整備」、「雇用のセーフティネットの整備」などに取り組み、働き方改革をより一層進めながら、良質で安定的な雇用の実現を目指します。

### ■就業支援、人材の確保

女性への就業支援については、ジョブカフェ北海道及び地方拠点に設置する「マザーズ・キャリアカフェ」による、再就職を希望する子育て中の女性などに対する専門的なカウンセリングの実施や、様々な不安から就職活動に至っていない子育て中の女

性に対し、セミナーや職場体験、企業とのマッチングの機会を提供するなど再就職に至るための支援を実施します。

高齢者への就業支援については、「ジョブサロン北海道」によるカウンセリングやセミナー等のきめ細かな就職支援サービスを提供するとともに、企業とのマッチング機会の提供や未就職者に対する個別相談などのフォローを実施します。

障がい者の就業支援については、企業とのマッチング機会を提供する就職面接会や特別支援学校の見学会を実施し、就職氷河期世代を含む長期無業者等への職業的自立支援については、国や関係団体と設置したプラットフォームによる官民一体の支援を行い、雇用機会の拡大などに取り組みます。

季節労働者対策では、国と地域が連携して行う通年雇用促進支援事業の推進を図るため各地に設置された地域協議会に参画するとともに、協議会の取組や季節労働者の資格取得に対して支援するほか、夏期間に発注予定の工事のうち、冬期工事に必要な増嵩経費を措置し、一部工事を繰り延べ発注することにより、冬期間の就労の場を確保するなど、通年雇用化を促進します。

新規学卒者の道内就職の促進に向けて、「ジョブカフェ北海道」によるカウンセリングやセミナー等のきめ細かな就職支援サービスを提供するとともに、北海道労働局、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構との「北海道労働政策協定」に基づく、「札幌わかものハローワーク」や地域のハローワークと一体となった就職支援などを実施します。

人材の確保については、人手不足が深刻な産業等に対し、アドバイザーを派遣するなど、企業の人材確保・職場定着を支援します。

人材の誘致については、道内市町村との連携による移住・定住施策と一体となった支援や、就職説明・相談会などを通じた首都圏等の大学生や社会人のUIターンフェアなどに取り組んでいます。

求人・求職のマッチングについては、カウンセリングの実施や多様なマッチング機会を提供するとともに、平成24年2月に北海道労働局と北海道が開設した「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」(札幌市中央区)や、(公財)北海道中小企業総合支援センターを通じて実施する中小企業者に対する各種経営面の支援と雇用面での支援の一体的な実施などにより、求職・求人両面から求職者の就職促進に取り組みます。

## ■就業環境の整備

長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、育児・介護休業制度の普及、非正規労働者の処遇改善や正社員への転換の促進など、企業就業環境の整備を促進し、誰もが安心して働くことのできる職場環境づくりを進める働き方改革を推進します。

具体的には、地域企業に身近な各振興局に働き方改革に関する相談窓口を設置し、北海道労働局と連携した専門家派遣を行うとともに、「北海道働き方改革推進企業認定制度」、「北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰」などを通じた、優良事例の収集・発信を行うほか、取得率が低い水準にある男性育児休業取得促進やテレワーク、フレックスタイム制など多様な働き方の導入を推進するため市町村等が行う研修支援やセミナーの開催、過労死等の防止に向けた長時間労働や年次有給休暇の取得促

進などを国とも連携して取り組みます。

また、労働相談ホットラインを設置し、労使双方からの様々な相談に対応するとともに、個別労使紛争の自主的解決を簡易・迅速に進めるための北海道労働委員会によるあっせん制度との連携や、高校生等に対する労働教育を通じ、労使関係の安定に取り組めます。

#### ■雇用のセーフティネットの整備

道内企業の雇用維持に向けた取組を支援するため、国や道の各種支援施策の活用を促すとともに、離職を余儀なくされた方々からの再就職に向けた相談などに対応するため、未就業者や他産業からの離職者を含めた若年求職者及び就職氷河期世代を含む中高年求職者を対象とした職場体験研修などの実施、さらに、地域の急激な雇用変動に対し、必要に応じて「緊急雇用対策プログラム」を実施し、関係機関と連携して迅速に対応します。

## 12 人材の育成

### 〔現状と課題〕

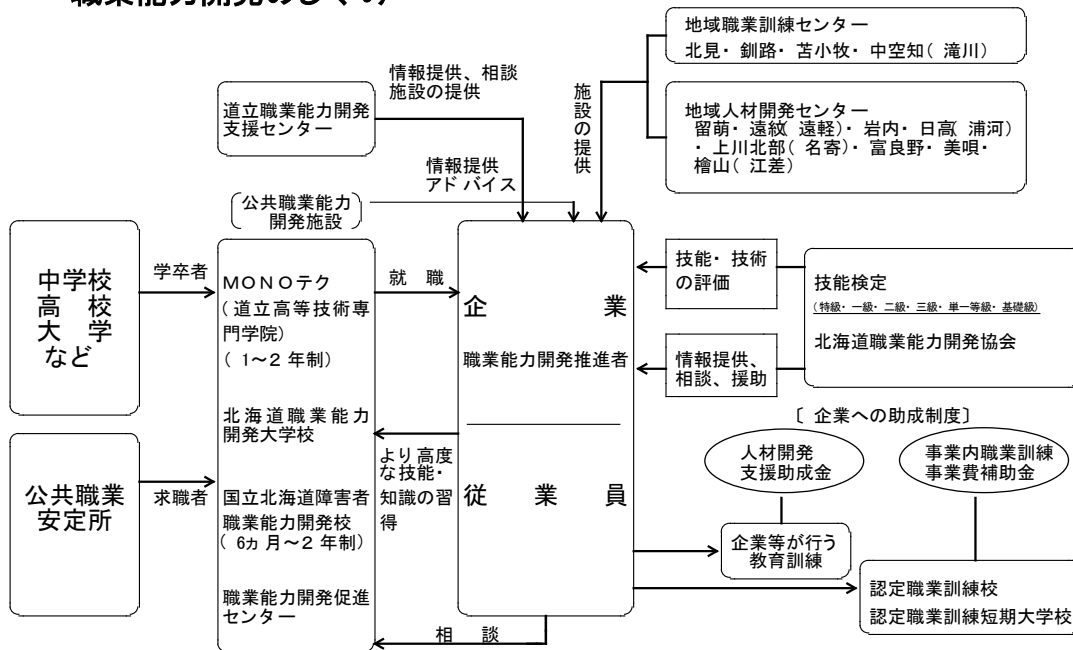
労働力人口の減少が進む本道においては、地域経済を牽引する「ものづくり産業」や地域産業の基盤である「食・観光」分野、人手不足が深刻な「福祉・介護」や「建設」分野などにおける人材育成・確保が重要となっているほか、若者や女性等の多様な人材が活躍できるよう「全員参加型社会」の実現に向けた取組が求められています。加えて、雇用のセーフティネットとしての能力開発、職業的自立が必要な障がいのある方々などの職業キャリア形成支援などの取組が重要となっています。

### 〔施策の展開方向〕

本道の人材育成に関する基本となるべき「北海道職業能力開発計画」に基づき、産業振興施策との連携により、近年の雇用・就業形態の変化等に対応したハロートレーニング（公的職業訓練の愛称）をはじめとする多様な職業能力開発に取り組めます。

また、平成31年3月に策定した「今後の高等技術専門学院の運営方針」に基づき、高等技術専門学院（MONOテク）の訓練科目や訓練課程・カリキュラムについて必要な見直しを進め、人材ニーズや産業、社会の構造的な変化に対応した職業訓練を実施します。

## ～職業能力開発のしくみ～



### ■産業界や地域のニーズを踏まえた人材育成の推進

本道においては、人手不足が幅広い分野で深刻化し、産業の担い手確保が大きな課題となっています。

こうした状況の中で、食、観光といった北海道の強みである分野や、これらを支えるものづくり分野などにおいて、優れた産業人材の育成に努めます。

また、建設業や医療・福祉分野などにおいては、雇用のミスマッチ等により、人手不足に直面しており、本道産業の発展や地域社会の活力を大きく阻害する懸念があることから、国や関係機関と連携を図りながら、地域社会のニーズが高い人手不足分野の人材育成に努めます。

さらに、力強い地域経済の実現に向けては、道内企業の生産性の向上や技術力の強化が不可欠であることから、個々の労働者の資質の向上につながる職業訓練を行うほか、能力開発インフラの整備により、労働者の自主的な取組の支援に努めます。

### ■全員参加型社会の実現に向けたきめの細かい職業能力開発の推進

女性、若者、中高年齢者、障がいのある方等、全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できる「全員参加型の社会」の実現加速に向けては、個々の特性やニーズに応じた職業能力開発の機会を提供することにより、一人ひとりの能力の底上げを図っていくことが重要です。

また、男女が働きながら、共に家事、育児等を行うことができるよう、また、結婚・出産、育児・介護等のライフイベントに関わりなく継続して働くことができるよう、ライフステージに応じた技能・技術習得のための支援に努めます。

また、若者が長期的なキャリア形成を図り、次代を担うべき存在として活躍できる

よう、一人ひとりの状況に応じた就職実現やキャリアアップに向けた職業能力開発、全国と比して高い水準にある若年者の早期離職防止に取り組むことが必要であることから、フリーターや若年無業者を含む若年者の在学中を含む早期からの勤労観や職業観の形成に努めます。

一方、人口減少社会において、生涯現役社会の実現や労働の生産性の向上を図ることが求められており、扶養家族を有しながら離職を余儀なくされた中高年齢者等の早期の再就職や、いわゆる「就職氷河期」の世代として不本意に非正規雇用で就業した層の高齢化も進んでいることから、こうした層の希望に応じた円滑なキャリアアップなどに向けた支援を進めることが必要です。

このため、中高年齢者等に対し、関係機関と連携を密にしながら、経済的な自立に向けた職業能力開発を推進するほか、新たな場での活躍を目指す中高年齢者に対して、キャリアアップに必要な知識や技能を習得する機会の提供に努めます。

さらに、近年、障がいのある方々の求職者数が増加を続けており、就労を通じた社会参加、職業的自立の実現は重要課題であることから、本人の希望やその特性や能力に応じたきめ細やかな就業支援に努めます。

また、企業内における能力開発の機会に恵まれにくい非正規雇用労働者の計画的な教育訓練の取組や、職業能力開発機会の提供により、非正規雇用労働者の主体的なキャリアアップの実現や不本意非正規をはじめとする非正規雇用労働者の正社員化などを支援します。

加えて、積雪寒冷な気象条件により冬期間の産業活動に制約を受ける本道では、建設業などの産業分野を中心とした季節労働者の通年雇用化により、雇用の安定を図ることが課題となっていることから、季節労働者の通年雇用化を促進するため、「季節労働者対策に関する取組方針（第6次）」に基づき、技能の向上を図ります。

これらのほか、雇用失業情勢や労働力需給の変化に的確に対応し、雇用のセーフティネットとして、大型倒産の発生により離職を余儀なくされた労働者などの、早期再就職等に向けた機動的な職業訓練等の実施に努めます。

## ■個人に合わせたキャリア形成の推進

本道経済の活性化を図るためには、ものづくり産業など本道経済の発展を担う産業の振興が急務であり、このような産業を支える人材の育成・確保が重要な課題です。

加えて、若者一人ひとりが長期的なキャリア形成を図り、次代を担うべき存在として活躍できるよう、一人ひとりの状況に応じた就職実現やキャリアアップに向けた職業能力開発を進めることが必要です。

このため、小中学校を含む早期の段階から多様な職業について理解を深め、就業前段階で適切な職業意識を持つことが、その後の職業人生に重要であることから、学校等関係機関と連携し、児童・生徒等に対し、若者の理工系離れ、製造業離れが顕著となっているものづくり産業への理解促進を図るための啓発に取り組むほか、職業体験の充実に努めていきます。

また、経済社会環境の変化に先手を打って対応していくためには、個々の労働者が自らのキャリアについて主体的に考え、定期的に自身の能力開発の目標や、身に付け

るべき知識・能力・スキルを確認する機会を確保することに加え、企業においても人材育成の重要性・必要性が一層認識され、企業自らが人材育成に取り組むとともに、労働者の自発的な職業能力開発を企業の立場で支援するよう後押ししていくことが必要です。

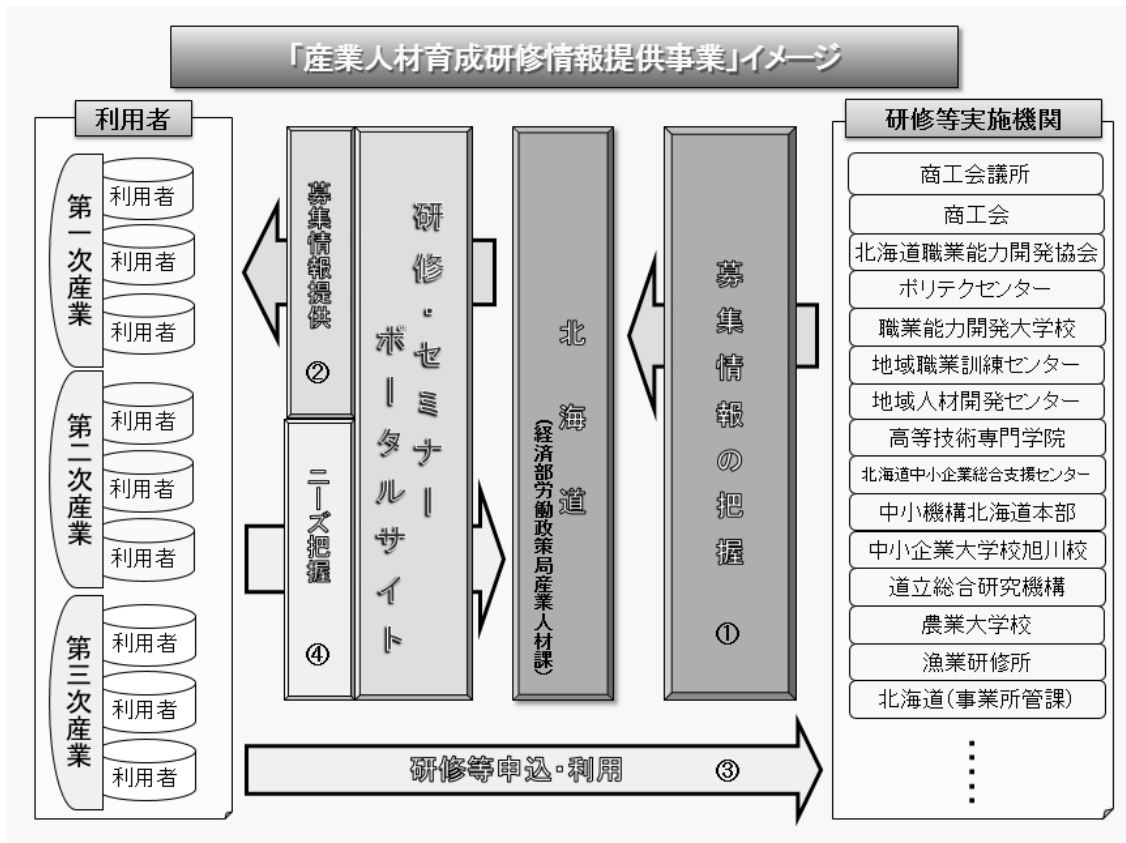
労働者が働きながら、計画的なOJTやOFF-JTを受けられる機会や自発的な職業能力開発に取り組める環境の確保が、労働者の実践的な職業能力開発を図る上で重要であることから、在職者訓練等の充実に努めていきます。

さらに、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）による職業能力開発促進法の一部改正では、労働者が主体的に職業生活設計を行い、職業能力の開発・向上を行うことが努力義務として規定されており、労働者からの相談に応じ助言・指導を業として担うキャリアコンサルタントの登録制度も併せて法定化されたところであり、今後、国家資格化されたキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングやジョブ・カード等が労働者自身の主体的な能力の開発に活用されるよう取り組んでいく必要があります。

#### ■技能の継承・振興

労働者の優れた技能は、これまで本道の経済社会の発展に大きな役割を果たしてきたところですが、建設業、製造業等において技能を持つ労働者の不足が問題となっており、また、若年者の「技能離れ」や、熟練技能者の高齢化により、現場を支える技能が継承されることなく失われていくことが懸念され、本道の地域産業に深刻な影響を及ぼすことが危惧されています。

このため、次代を担う若者をはじめとした道民に対し、熟練技能者が支えるものづくり産業等に関する理解を深める取組を進めるとともに、技能尊重機運の醸成や、産業活動の基礎となる優れた技能者・技術者の育成に努めていきます。



### 13 ゼロカーボン

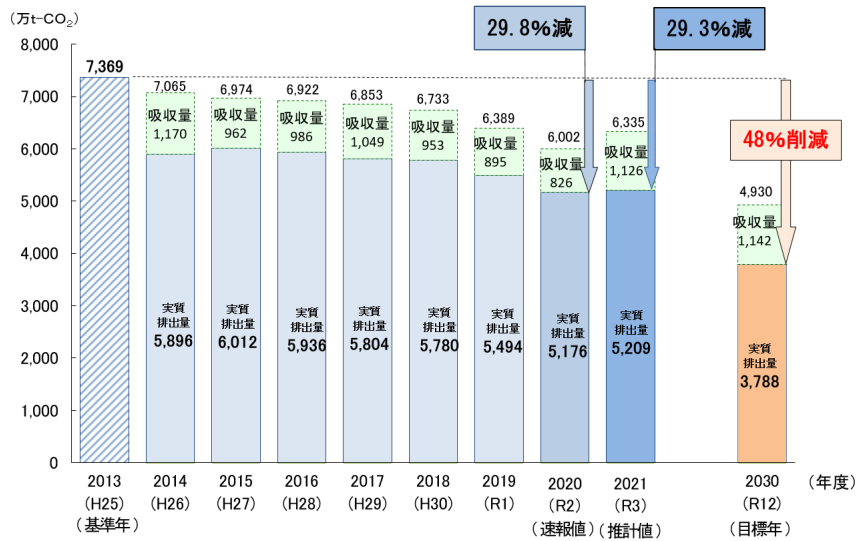
#### [現状と課題]

近年、世界各地で異常気象による災害が発生し、道内でも激しい雨が降る頻度が増加するなど気候変動の影響が顕在化しており、その主な要因として地球温暖化があげられています。

地球温暖化は、私たちの日常生活や事業活動と密接な関係にあることから、温室効果ガス排出削減に向けて、道民、事業者、行政が連携して取組を進める必要があります。

令和3年度(2021年度)における国内の温室効果ガスの排出・吸収量は約11億2,200万t-CO<sub>2</sub>、本道の実質排出量(推計値)は約5,209万t-CO<sub>2</sub>となる見込みです。

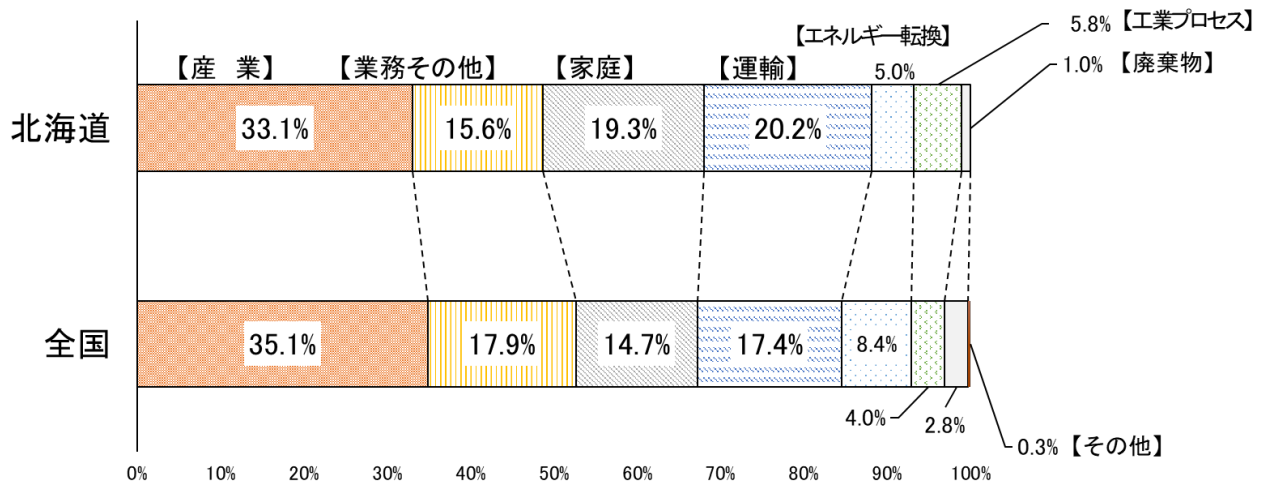
本道の状況を見ますと、基準年(平成25年度(2013年度))と比べて29.3%の減少、前年度と比べると0.6%の増加となっています。温室効果ガス排出量が前年度から増加した主な要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでいた経済活動の回復等が考えられます。



←温室効果ガス実質排出量（北海道）

本道では、積雪寒冷・広域分散型の地域特性から暖房や自動車の使用などにより、令和3（2021）年度の道民一人当たりの温室効果ガス排出量（推計値）は12.2t-CO<sub>2</sub>/人で全国（9.3t-CO<sub>2</sub>/人）の約1.3倍多く、家庭部門と運輸部門の占める割合が高い特徴があります。

■令和3年度（2021年度）の北海道と全国の二酸化炭素排出量構成比



**[施策の展開方向]**

温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」に加え、将来予測される気候変動による被害の回避・軽減を図る「適応策」の取組や、道内にある豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用、全国の約22%（2020年）を占める森林の二酸化炭素吸収量の維持・増加などの取組を推進することで、気候変動問題の解決と真に豊かで暮らしやすい北



海道の創造に向けて、2050年までに道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとするとともに環境の保全、経済の発展及び道民生活の向上が図られた持続可能で活力あふれる「ゼロカーボン北海道」の実現を目指します。

### ■北海道地球温暖化防止対策基金（ゼロカーボン北海道推進基金）の活用

2050年までの「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、中長期的な視点で、複数年にわたり安定的、かつ、継続的に施策展開ができるよう、令和5年7月に100億円規模の北海道地球温暖化防止対策基金（通称：ゼロカーボン北海道推進基金）を設置しました。

この基金を活用し、地域における再生可能エネルギー等の導入支援や環境・エネルギー産業の振興、ゼロカーボンを担う人材育成などの取組を進めていきます。

### ■社会システムの脱炭素化の推進

（脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換）

道民・事業者のライフスタイル・ビジネススタイルを転換するため、ゼロカーボン北海道推進協議会や国のゼロカーボン北海道タスクフォース、環境道民会議や北海道地球温暖化防止活動推進員等と連携して、幅広く道民・事業者へ脱炭素の取組を呼びかけるとともに、様々な主体と「ゼロカーボン北海道」という目標を共有しながら協同し、先進的な取組の見える化や新たな地域間・業種間の連携モデルの創出などを推進します。

脱炭素型ライフスタイルへの転換では、効果的な情報発信や、各家庭の温室効果ガス排出量を見える化、エネルギー効率の高い設備・機器の導入による省エネ促進など道民一人ひとりの意識改革や行動変容を促します。

脱炭素型ビジネススタイルへの転換では、省力化や省エネルギー型の機械の導入などによる省エネルギーの徹底、フロン類の適正管理やノンフロン機器の導入促進など温室効果ガス排出抑制のための取組を進めます。

（地域の脱炭素化）

地域の脱炭素化に向けて、道内の市町村に対し「ゼロカーボンシティの表明」を呼びかけるほか、地域の意欲的な脱炭素の取組を促進し、個性あるまちづくりなど地域の魅力の向上や問題解決を図るため、市町村の取組状況に応じた支援施策を整理・提示していきます。

国が地域脱炭素ロードマップで示した脱炭素先行地域を始めとする支援策の活用に向けて、市町村からの相談や要望にきめ細かく対応するとともに、国のゼロカーボン北海道タスクフォース等とも連携し、取組内容の磨き上げを図るなど、地域の特性を活かした取組が全道に広がるよう努めます。

（気候変動への適応）

気候変動の影響による道民の生活、財産、経済活動への被害等を回避・軽減できるよう、地域の自然的・経済的・社会的状況に応じた適応の取組を推進するため、情報

の収集・提供や技術的助言を効果的に行う「北海道気候変動適応センター」を設置し、道民や事業者、関係機関・団体等と連携・協働の下、取組を推進します。

#### ■道有施設の脱炭素化の推進

道では、事務・事業の実施に際して、自ら排出する温室効果ガスの抑制を図るとともに、道民・事業者の取組を促進するため、道自らが率先して、省資源・省エネルギーや3Rの推進など環境に配慮した活動に取り組むとともに、庁舎の再エネ設備や次世代自動車の導入などの温室効果ガス排出抑制のための取組を推進します。

## 民間企業等との包括連携協定締結による協働事業

民間企業等からの提案に基づき、複数の政策分野にわたって北海道と協力関係を構築し、連携・協力に関する協定を締結した上で、具体的な事業を協働で実施しています。

### 【道と民間企業等との包括連携協定（経済部所管）】

締結企業等名	締結年月日	取組分野
伊藤忠商事(株)	H18. 12. 15	「食」「観光」「中小・ベンチャー企業の支援」 「道産食品の輸出拡大の取組への協力」など
(株)北洋銀行	H20. 8. 28	産業振興に資する事業 「販路開拓」「企業誘致推進」「中小企業支援」など
(株)北海道銀行	H20. 9. 3	産業振興に資する事業 「販路開拓」「企業誘致推進」「中小企業支援」など
(株)三井住友銀行	H20. 9. 4	産業振興に資する事業 「道内企業の貿易・経済交流促進」など
(株)東洋新薬	H25. 3. 13	「食情報の発信」「食関連企業の支援・立地促進」 「道産素材を活用した商品開発」など
(株)北陸銀行	H25. 7. 26	産業振興に資する事業 「販路開拓」「企業誘致推進」「中小企業支援」など
国立大学法人北海道国立 大学機構小樽商科大学	H26. 2. 24	「産業振興」「地域人材育成」「就職支援」など
道内4工業高等専門学校 (函館、苫小牧、釧路、旭川)	H27. 2. 24	「ものづくり人材の育成、確保」「地域に密着した ものづくり産業の振興」など
三井住友海上火災保険(株)	H27. 10. 14	中小企業等への経営支援・海外進出支援、中小企業等 及び自治体のBCP策定等の支援
北海道弁護士会連合会	H28. 3. 23	本道中小・小規模企業の活動への法的サービスによる支援、 地域住民の安心できる生活の支援など
吉本興業ホールディングス(株)	H28. 3. 29	イベント等を通じた地域活性化、海外での北海道の食のPR、 外国人観光客の誘致など
(株)三菱UFJ銀行	R3. 3. 31 (R5. 4. 25 再締結)	貿易の振興、外国人観光客の誘致、海外からの投資の誘致、 海外との技術・人材の交流など (R5. 4. 25追加 ゼロカーボン北海道やGXの促進)
(株)高島屋	R4. 2. 7	道産食品の販路拡大、海外マーケティング力の強化・ 輸出拡大、地域の観光資源のPRなど

日本郵船(株)	R6. 1. 23	物流の振興、道内港湾の活性化、エネルギーの安定供給に向けた輸送事業、道産食材の活用、観光振興、人材育成など
---------	-----------	---

【令和6年度に経済部所管の包括連携協定締結企業と実施する主な協働の取組】

事業名など	概要
道産食品の販路拡大 道産食品の輸出拡大の取組への協力 ＜伊藤忠商事(株)＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外商談会におけるバイヤー参集への協力。</li> <li>・ 「北海道地域農林水産物等輸出促進協議会」のオブザーバー参加の継続。</li> </ul>
北海道食品機能性表示制度（ヘルシーD○）の推進 ＜(株)東洋新薬＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道産機能性食品の開発や販路拡大を担う人材を育成する研修「ヘルシーD○創造塾」での事例紹介。</li> <li>・ 協定企業が出展する各種展示会等でのヘルシーD○制度の紹介。</li> </ul>
「北洋銀行インフォメーションバザールin東京」の共催 ＜(株)北洋銀行＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道内食品メーカーなどを対象とした展示商談会「北洋銀行インフォメーションバザールin東京」を共同開催。</li> </ul>
「成長市場向けマーケティング支援事業」の共催 ＜(株)北洋銀行＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な販路確保のため、ECサイトやスーパーなど新たな成長市場をターゲットとした商品開発の相談会等を共同開催。</li> </ul>
「地域絶品・食のマーケティング人材育成事業」の共催 ＜(株)北洋銀行＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北海道ブランドの更なる向上のため、消費ニーズを読み取り、新たな地域の絶品を生み出し、食関連産業を牽引する人材を育成する研修等を共同開催。</li> </ul>
「道産ワイン品質強化研修事業」の共催 ＜(株)北洋銀行＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道産ワインの品質及びブランド力向上を図る研修を共同開催。</li> </ul>
「北海道ーワインプラットフォーム」への参画 ＜(株)北洋銀行＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産学官金連携によるワイン産業支援組織「北海道ーワインプラットフォーム」に参画し、ワイナリー等に対する品質向上や競争力強化のための必要な支援を実施。</li> </ul>
ポータルサイトによる人材育成事業の周知 ＜道内4工業高等専門学校（函館、苫小牧、釧路、旭川）＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道のポータルサイトを活用し高専が実施する公開講座（学生・一般向け）・研修・セミナー計画の周知</li> </ul>
観光プロモーションの実施 ＜(株)北洋銀行＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北洋銀行大通センタービルの1階ロビーを利用して、道内自治体及び観光協会による観光プロモーションを実施。</li> </ul>
ジョブカフェ北海道と協力した道内企業への就職支援 ＜小樽商科大学＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小樽商科大学学生の道内就職を支援するため、ジョブカフェ北海道が開催する合同企業説明会に関する情報提供を行う。</li> </ul>
B C Pセミナーの開催 ＜三井住友海上火災保険(株)＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道内企業への事業継続計画（B C P）等の策定を促進するため、企業の経営者・役員・危機管理担当者を対象としたセミナーを共同開催。</li> </ul>

<p>海外商談会への参加・協力          &lt;㈱三菱UFJ銀行&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外商談会における海外パートナーバンクのバイヤーとしての参加や現地バイヤー参集への協力。</li> <li>・ 道内企業の海外展開を目指し、現地ネットワークを活用し、海外バイヤーとの商談を連携して実施する。</li> </ul>
<p>道外大学との就職支援に関する協定          &lt;29大学（R6.3月現在）&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道内における産業の次代を担う人財の確保・育成と地域の活性化を図るため、各大学と協力連携協定を締結するとともに、協働事業を実施。</li> </ul>

## 非予算事業の推進（経済部関連）

人材や施設などの「資産」、あるいは情報発信やネットワークといった「機能」を有効に活用し、特別な予算を使わずに、様々な行政課題の解決や道民の皆様へのサービス向上を図ろうとする取組として、非予算事業を推進しています。

事業名【担当課・室】	事業内容
後継者人材バンク事業 【中小企業課】	M&Aが困難である零細規模の後継者不在事業者の廃業を防ぐため、創業意欲の高い人材と後継者不在事業者を登録・マッチングさせる北海道後継者人材バンクを北海道事業承継・引継ぎ支援センター及び経済産業省北海道経済産業局と連携し運用する。
BCP（事業継続計画）の策定支援 【中小企業課】	中小・小規模企業の事業活動の維持・継続のためのBCP（事業継続計画）の普及、計画策定を支援する。
地域中小企業支援ネットワーク 【中小企業課】	各地域において金融機関や商工団体等の関係機関の連携を一層強化し、地域の中小企業に対し、地域の特性や企業ニーズに応じ、きめ細かに経営改善等について支援する。
健康長寿社会に対応した機器開発プロジェクト 【スタートアップ推進室】	道内における健康長寿産業の振興を図るため、北海道医療福祉産業研究会、札幌市立大学の連携により福祉機器の新製品開発を支援し、健康医療分野への参入を促進する。
省エネルギー・新エネルギー機器導入促進事業 【ゼロカーボン産業課】	省エネルギーの促進、新エネルギーの開発・導入の促進を図るため、省エネルギー・新エネルギー関連機器やパネルを展示し普及啓発展を開催する。
ほっかいどう省エネ・新エネ応援ライブラリー事業 【ゼロカーボン産業課】	省エネルギーの促進、新エネルギーの開発・導入の促進を図るため、ホームページ「ほっかいどう省エネ・新エネ応援ライブラリー」により、様々な情報を発信する。
新エネルギー賦存量等推計ソフト活用支援事業 【ゼロカーボン産業課】	地域の新エネルギー賦存量を把握するソフトの活用を推進・支援することで、新エネルギーの導入に向けた取組を促進する。
障がい者雇用スタートアップモデル事業 【雇用労政課】	障がいのある方々がその能力を最大限に発揮し、職業を通じて社会参加できる環境を築いていくために、障がい者雇用未経験の中小企業等を対象に、特別支援学校の見学会を開催することにより、障がい者の受入までをモデル的に支援し、障がい者雇用を促進する。
「育休促進プロジェクト～みんなで子育て応援プロジェクト～」の推進 【雇用労政課】	庁内組織横断的な「育休取得促進プロジェクト～みんなで子育て応援プロジェクト」において、民間企業等を連携し、道全体で育児休業取得に向けた機運の醸成を図る。
働き方改革関連特別相談窓口の設置 【雇用労政課】	働き方改革に関する地域の中小企業等の相談対応の強化を図るため、本庁及び各（総合）振興局に相談窓口を設置し、国と連携した専門家による相談・助言を行う。
次世代ものづくり人材育成事業 【産業人材課】	ものづくり産業への職業意識の醸成を図るため、将来のものづくりの担い手となる小中学生を対象に、ものづくり体験会を開催するとともに、工業高校とMONOテク（高等技術専門学院）の連携などによるものづくり教育を推進する。
問題解決手法研修会 【産業人材課】	地場企業のQCD（品質・価格・納期）対応力強化を目的に、従業員の能力向上に効果的であるQCサークル活動の導入・定着を図るため、QCサークル北海道支部と共催で研修会を開催する。
産業人材育成研修情報提供事業 【産業人材課】	道内各機関が実施する産業人材育成に関する研修・セミナー情報を収集し、ポータルサイトにおいて提供を行う。
北海道短期おしごと情報サイト（新型コロナウイルス感染症対策） 【産業人材課】	人材を必要としている企業等の求人情報を提供し、一時帰休などの状況にあって短期的に働きたい方々などを繋げ、生産維持・事業継続をサポートする。